

レポート作成上の 注意

目次

1	はじめに	2 頁
1-1.	レポートに求められるもの	2頁
2	レポートを書くときに注意すべきこと	3 頁
2-1	剽窃とは	4頁
2-2	著作権について	5頁
3	引用と転載について	5 頁
3-1	引用の方法	6頁
	■ 直接引用	
	■ 間接引用	
3-2	引用の例	7頁
3-3	引用ルールの基準	8頁
4	実験・調査におけるデータの捏造について	8 頁
5	インターネット利用における著作権の侵害	9 頁
6	おわりに	10 頁

1 はじめに

大学では講義や実習の課題として、レポートの提出を求められることがよくあります。一口にレポートといっても、その分量や形式は多様であり、求められる内容も様々でしょう。しかし、共通して「やってはならないこと」というものがあります。それは、他人が書いたものをあたかも自分が書いたかのように見せかけることです。

インターネットの普及によって、たくさんの情報に簡単にアクセスできるようになりました。さらに、レポートをパソコンの文書作成ソフトを使って作成することが一般的になってきて、他人が書いたものを簡単に利用、あるいは盗用さえできるようになりました。友人や先輩が作成したレポートや、過去に自分で提出・発表したレポートの内容を一部変更し、大半を丸写しするだけで提出するようなこともできるようになりました。実際に、こうした盗用や剽窃、あるいは使い回しを疑われる事例は急増していますし、特に盗用や剽窃のために世界を揺るがし、社会を混乱させてしまう事態も起こっています。それゆえ、「やってはならないこと」への対応がますます必要になってきています。レポートに求められるものの本質は以前と変わりませんが、不正行為に対する対処の仕方は以前よりずっと厳しいものにならざるを得ません。まさに試験におけるカンニングと同等と考えてもよいほどです。そのため、不正行為と受け取られないように注意してレポートを作成することが求められています。皆さんも正しいレポートの書き方を、十分に意識して学ぶようにしてください。

1-1 レポートに求められるもの

さて、最初にレポートに求められていることとは何かを考えてみましょう。レポートはどのようにして作成すべきでしょうか。レポートを書くためには様々な情報を集めることが必要ですから、多くの方はパソコンのインターネット上で必要な情報を検索することでしょう。確かにインターネット検索を行えばたくさんの情報を得ることができます。しかし、残念ながら、そのような検索によって得られる情報の質は玉石混交です。最新の捉え方や情報を見つけることができるかもしれませんが、一般的に言えばあまり質のよくないものも数

多いのが実情です。なぜなら、しっかりとした学術書の内容は、ほとんどインターネット上に公開されていないからです。残念ながら、書籍の内容は、それを購入するか借りるかしなければ、決して知ることはできません。また、学術書に取り上げられる一次情報が載っている論文に関しても、専門のデータベースにあたらなければ、なかなか見つけることができません。そのため、多くのレポートでは、インターネット検索だけで済ますのではなく、しっかりとした学術書を参照し、図書館サイトなどで利用できる学術的データベースを使って情報を集めることが求められているのです。

2

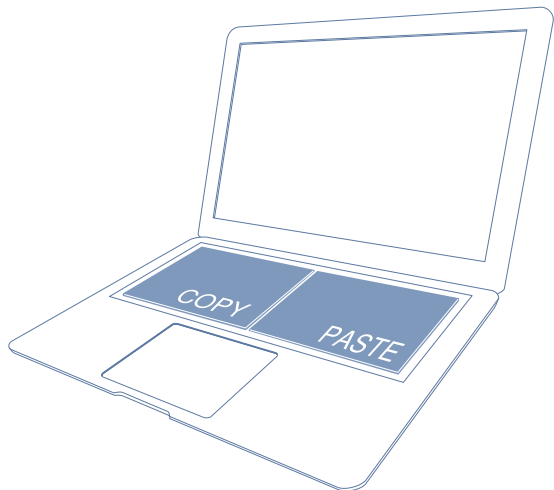
レポートを書くときに注意すべきこと

レポートを書く際にもっとも注意すべきことは、他人が書いていることと、自分が書くことを明確に区別することです。他人が書いたことを、自分が書いたかのように見せかければ、それは明らかに盗用であり、不正となります。他人が行ったことや書いたことは、きちんと明示しなければなりません。もちろん、レポートに自分がやったことや考えたことしか書いてはならないということではありません。むしろ他人の著作物を参照することは、レポートを作成するうえで必ずと言って良いほど必要とされる作業です。しかし、文献情報などを前提に、新たに見つけた知見や考えを加え、きちんと区別して記述することが必要になります。たとえ、実験や調査のレポートであっても、それを始めるうえで元になった情報を明らかにし、また、得られた結果を既知の知見と比較して書くことが重要です。一方で、他人が書いた文章を、何の断りもなしに書き写せば、剽窃と言われる不正行為になります。

2-1 剽窃とは

剽窃とは、他人が書いたものを自分が書いたかのように見せかけることをいいます。盗用と同じような意味と考えてよいでしょう。近年パソコンを使って電子的にレポートを書くようになって、他人が書いたものを簡単に書き写すことができるようになりました。つまりコピペ（コピー&ペーストに由来する）が簡単にできるようになりました。そのため、剽窃が頻発するようになったようです。確かに他人のレポートを丸写しするような不届きな行為は昔からあり、そのような行為には厳格な処分がなされてきました。しかしながら、昨今の状況を見ると、剽窃に対する調査はますます厳しく行われるようになっていきます。電子的に作成されたレポートは、電子的に調べることが可能です。そのためのソフトは、すでに実用レベルにまで達しています。

理解しておかなければならないことは、剽窃は不正行為であり、それが暴かれる可能性は高いということです。そのようなことを行えば、厳しい処罰を受けることとなります。また、自己剽窃といって、過去に自分が作成したレポートを書き写して、新たに書いたかのように見せかけることも不正行為となります。もちろん、他人に代筆を頼むようなことも、不正行為と見なされるので、決して行ってはいけません。



2-2 著作権について

では、なぜ剽窃はダメなのでしょう。もちろん、課題を自分でやらずに、人の答えを丸写しして提出することは重大な不正行為です。それに加えて、剽窃は著作権の侵害という大きな問題でもあります。著作権とは、著者が著作物を作成した時点で自動的に発生するものです。申請して審査を経た後に取得する特許などとは違って、著作物には必ず存在するのです。従って、剽窃を行えば、明確な著作権の侵害となります。

既に述べたように、他人の著作物を読み、その特徴や成果を活用しながら、しかし、自分の得た情報や考えた構想との違いを明示してレポートを作成することは、推奨されていると考えてよいでしょう。それを著作権侵害という不正行為とみなされないように、注意深くレポートを作成するように学生の皆さんは理解しなくてはなりません。そのための方法として、引用と転載の2つがあります。

3 引用と転載について

まず、引用と転載について正しく理解することが必要です。

他人の著作物の一部を複製して自分の作品の中で使用することを一般に「転載」と呼びます。著作物を勝手に複製することは法律で禁じられていますので、転載したければ著作者の許可を得なければなりません。しかし、ある条件を満たして少しでも転載することは、「引用」として許可なく行ってよいことになっています。

ここでは、教員にのみ提出して一般に公開しないレポートに重点を置いて、引用について説明します。しかしながら、平和科目のレポートなど、公開される可能性のあるレポートもあることに注意してください。引用とは、他人の著作物の内容の一部を自分の著作物に載せることです。引用には許可を取る必要はありませんが、無制限に行うことはできず、いろいろな制限があります。

一番大きな原則は、引用は必要最小限でなければならないということです。あくまで、自分で書いたものが主で、その議論を補完するために必要なものだけを引用します。つまり、他人の著作物を引用した部分は、全体から見たら主ではなく、従でなければなりません。

3-1 引用の方法

引用の方法には、他の著作物の内容をそのまま使う直接引用と、要約して使う間接引用とがあります。どちらを用いるかは、レポートのスタイルなどによって異なりますが、それがはっきり分かるように書かなければなりません。

■ 直接引用

直接引用を行う際には、引用する内容を一字一句正確に書き写し、勝手に文言を改変してはいけません。また、引用の範囲が明確に分かるように「」（カギ括弧）で囲うなどして明示します。数行にわたる場合は、段落を変え、また引用部分全体を字下げするなどして示します。そして、注を付けて出典を必ず書き記す必要があります。このような区別をきちんと明示する操作を行わないと、剽窃となります。

■ 間接引用

他人の著作物の内容だけを示せばよい場合には、それを要約して自分の言葉で言い換えて説明します。多くの科学論文などでよく用いられる方法です。この場合も、直接引用と同様に、出典をきちんと明記しなければなりません。間接引用を行うときに注意しなければならないことは、引用元の文章をそのまま使ってはならないということです。もし引用元の字句などを使わねばならないときは、「」をその部分に付けねばなりません。直接引用なのに、間接引用のように書いてしまうと、剽窃とみなされる場合があります。直接引用と間接引用とを正しく使い分けることはとても重要です。

3-2 引用例

次に実際の引用例を示しておきます。引用箇所に（著者名，発表年）を挿入し、巻末に「引用文献」のリストを付けます。下の文章の3つの引用文献のうち、「金子他（2008）」は短い直接引用、「天野・金子，2006」は長い直接引用、「金子・大武，2010」は間接引用です。直接引用には、記載ページも加えます。

=====

科学の研究成果は、英語論文で発表することが一般的である。これは、世界中の人々にその成果をアピールするためだが、逆に英語を日常的に使っていない日本人にとっては、情報ギャップの原因になっている。金子他（2008）は、「もし、英語のリソースを日本語で検索できるポータルが提供されれば、利便性と有益な波及効果が期待できる」（p. 639）と考え、新たな検索システムの開発を行った。開発されたポータルは、MeSHに準拠された日英双方向のシソーラスを用いる。これによって、日本語と英語のどちらからでも、それぞれに対応するキーワードと関連語を組み合わせた情報検索が実現された。

このシステムの医薬分野への応用として考えられたのが、薬の副作用・安全性に関する情報収集である。

文献情報の収集・解析により副作用の発生を早期に検出あるいは予測するためには、質的なばらつきが大きい大量のテキストソースを網羅的に検索して医薬品の安全性に特化した情報を選別・抽出する作業が必要であり、これは通常のキーワード検索では事実上不可能である。（天野・金子，2006，p. 1193）

米国FDAの薬物有害事象データベースであるAERS（Adverse Event Reporting System）を使ったデータ解析に、新たに開発されたシソーラスポータルの応用が試みられた（金子・大武，2010）。その結果、適切なデータが抽出される割合が30%上昇した上に、日本語での検索も可能になった。本研究では、このような研究に基づいて、シソーラスシステムの新たな分野への利用を推進する。

引用文献

- 天野博夫・金子周司（2006）. 医薬品安全性に関する文献情報自動抽出システムの考案 医療情報学, 26, 1193-1194.
- 金子周司・鶴川義弘・大武博・河本健・竹内浩昭・竹腰正隆・天野博夫・藤田信之（2008）. 医学用語シソーラスに基づく効率的医療情報検索システムの開発 医療情報学, 28, 639-642.
- 金子周司・大武博（2010）. ライフサイエンス辞書からクリニカルインフォマティクスへ—臨床テキストからの知識発見に向けて— 情報管理, 53, 473-479.

=====

3-3 引用ルールの基準

既に述べたように引用や転載を行った場合には、その出典を明確に示さなければなりません。しかし、その示し方は学問分野によって異なることもあり、統一的なルールがあるわけではないので、その時々に応じて確認することも必要です。上記の例以外にも、たとえば、それぞれの引用箇所の後に括弧付きの番号などを振っておき、それに対応する文献リストを付ける方法もあります。最も一般的な方法はAPAスタイルと呼ばれ、「APA 論文作成マニュアル（著＝アメリカ心理学会）」(医学書院, 2011)という書籍に詳しい解説があるので、参考にするとよいでしょう。

分野や学会誌ごとに、それぞれ個別の引用ルールがありますので、講義課題の提出レポート、卒業論文や修士論文、博士論文、および学会誌への投稿論文については、引用の方法を担当教員や指導教員に相談して下さい。場合によって投稿する学会誌に問い合わせることも必要でしょう。

4 実験・調査におけるデータの捏造について

もうひとつやってはならない重大な不正に、データの捏造があります。都合のいいように操作してグラフを書き換えたり、画像を修正したり、都合の良い部分のみを切り取ることや、やってもいない調査や実験をあたかもやったかのように見せ、データを作り出したりする行為のことです。これも近年大きな社会問題になりつつあり、それを見つけるためのソフトの開発も進んでいます。このような不正行為を許さないために、生データの提出が求められることが増えています。そのためだけではないですが、調査や実験を行ったときには、得られたデータをきちんと整理して保存しておくことが必ず必要になります。レポートと共に、生データも提出できるように常に準備しておきましょう。

また、現地調査が義務付けられているにもかかわらず、現地に行くことなく作成されたレポートも調査の捏造にあたります。例えば、平和科目の「平和に関するモニメント見学実習レポート」で課される見学実習を基に作成するレポートを、現地に行かずに作成した場合、不正行為となるので注意してください。

5 インターネット利用における著作権の侵害

インターネットや電子書籍の普及などによって、個人が発信することが非常に容易に、また増えてきました。アイデア次第で、世の中の役に立つことを簡単に発信し、多くの人に読んでもらうことができます。しかし、多くの人が読むことができるということは、不正を指摘される可能性もそれだけ高いということです。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などでサーバーに書き込んで公開する場合には（公開範囲が限られている場合においても同様です）、他人を撮影した写真、他人が撮影した写真や、他のSNSからコピー&ペーストした写真、および他人のそのままの文章を掲載することは違法であり、著作権・肖像権の侵害にあたります。たとえば、広大生であれば必ず受講する教養教育の平和科目では、レポートをBb9のサーバーにアップして提出しています。これは非公開のサーバーですが、他人の著作物を勝手に使用してアップすると、著作権の侵害行為となります。引用の範囲を超えて他人の著作物を使用する場合には転載の許可が必要ですが、インターネットにアップする場合は、それに加えてインターネット上で公開する許可を必ず得る必要もあります。現代社会に生きる私たちは、ネット社会における法律も十分理解して、行動しなくてはなりません。



6 おわりに

この手引きでは、レポートを書くときに守るべきルールについて述べてきました。もちろん、執筆するすべての文章をこのようなルールに基づいて書かなければならないという訳ではありません。その文章の目的や、それが公開される範囲によってルールは変わってきます。たとえば、知識を整理して定着させることを目的に作成されたレポートなどでは、この手引きで示したルールに厳格に従う必要がない場合もありますので、その都度、教員に確認しましょう。ただし、それを自分が作成したものとして提出・公開すれば不正行為として問題となりますので、十分注意してください。

自分が発信するあらゆる文書について、他人の著作権やプライバシーを侵害してはいないかどうかを、十分に注意・確認することが求められています。正しい情報発信の方法を学んで、トラブルを未然に防ぐように心がけてください。

レポート作成上の注意

2015年3月発行

制作：教育室・国際室「レポートの作成・提出に関する手引き」検討WG

座長	古澤修一	副理事（教育改革担当），生物圏科学研究科教授
	棚橋健治	大学院課程会議議長，教育学研究科教授
	小澤孝一郎	学士課程会議議長，医歯薬保健学研究院教授
	堀江剛	総合科学研究科教授
	柳澤浩哉	教育学研究科教授
	隅谷孝洋	情報メディア教育研究センター准教授
	河本健	学術・社会産学連携室（ライティングセンター）特任教授



レポート等を作成するときには、
以下のことに留意することが必要です。

1. レポート作成では、信頼できる参考文献を探し出して活用すること。
2. 著作権について正しく理解すること。
3. 他人の著作物を利用する方法としては、転載と引用とがあること。
4. 他人が書いたものを自分が書いたかのように見せかけると剽窃となること。
5. 他人の書いたものを丸写しするなど、著作権に反することはレポート作成においても不正行為であること。
6. 実験や調査のデータ捏造・改変は、不正行為であること。
7. 参考文献を利用するときは、正しいルールに基づいて引用あるいは転載すること。
8. インターネット上で公開する文書等では、特別の注意を払う必要があること。